

## 令和6年度第1回青森市第三セクター経営評価委員会会議概要

1 開催日時 令和6年10月2日(水) 10:25~11:00

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室

### 3 出席者

(1) 委員  
委員長 紫関 正博(青森公立大学准教授)  
副委員長 西谷 俊広(公認会計士)  
委員 蛭名 哲治(税理士)

(2) 公益財団法人青森学術文化振興財団  
主幹 西村 公誠  
主査 成田 美紀  
嘱託職員 沢田 拡子

(3) 法人所管課 企画調整課  
課長 齊藤 寿一

(4) 事務局 行政資産経営課  
課長 岩渕 寿哉  
主幹 福田 幸高  
主査 古川 亜希子  
主査 櫻田 博光

### 4 会議概要

公益財団法人青森学術文化振興財団及び法人所管課に対し、経営状況基本情報シート及び経営評価シートの内容についてヒアリングを行った。

### 5 主な質疑内容

委員：目的適合性についてであるが、大学等を中心とした助成事業等を実施し、県内地域における教育・研究活動の振興に積極的に取り組んでいることは評価できるものと考えているが、今後の取組方針についてはどのようにお考えか。

法人：法人の設立目的でもある、青森県内の大学等が有する知的財産を広く地域社会に還元を支援する事業を継続していきたいと考えている。具体的には、学術・文化振興等のための助成事業、地域の抱える課題の解決に効果的に活用できる懸賞論文事業

等を引き続き実施することで、地域の学術・文化の発展に向け、公益性が高い、地域の発展に貢献していきたい。

委員：効率性・効果性についてであるが、大学等への助成事業の決定に当たっては、外部有識者等による審査を行い、効果的かつ効率的に事業を行っていることについては評価できるものと考えている。

一方で、市民ニーズの把握に当たっては、現在実施している助成事業の申請者からの意見聴取以外にも、多様なニーズの把握が重要であると考えているが、その必要性についてはどのようにお考えか。

法人：当財団は、青森県内の学術・文化の発展に寄与することを目的に助成事業等を行っているため、助成事業申請者からのニーズを捉えることで、市民ニーズの把握について一定の効果を得られると考えているが、さらに、当財団と類似事業を行う他団体の状況を把握する等行うことにより、多様なニーズの把握を行っている。

委員：より効果的な事業の実施に向けて、どのような取組をお考えか。

法人：具体的に申し上げますと、ポストコロナ枠の事業等は、他団体の事業の実施状況を当財団も取り入れて実施しており、このような取組で多様なニーズの把握を行っている。

委員：組織運営の健全性についてであるが、内部監査については、実施要領を整備し、毎月の会計処理を確認するなど評価できるものと考えている。

一方で、PDCAサイクルについて、システムは確立しているが、改善の余地があるとの評価であるが、どのような改善が必要とお考えか。

法人：経営戦略プランや事業計画について、理事会及び評議員会の承認を受け策定し、毎年度、経営戦略プランの目標値を達成できているか確認をしていることで、PDCAサイクルとしてシステムは確立しているが、「十分機能している」とまではいえないと判断し、このたび「改善の余地がある」と評価させていただいたところ。

今後は、これまでの経営戦略プランに基づいて事業が実施できているかの確認を継続し、実施している事業の点検を行うこととすることで改善を行う予定である。

委員：経営評価シートの項目⑩「階層別研修、専門研修及び自己啓発研修などの職員の資質向上並びに優秀な人材の確保を図るための研修を計画的に実施しているか」という設問に対して「人材育成計画は策定していないが、必要な研修を計画的に実施している」とのことだが、今後、人材の育成計画について、策定は考えているか。

法人：現時点では人材育成計画を策定していないが、今後は策定の検討をしていきたいと考えている。

委員：「内部監査実施要領」の第2条「内部監査の実施に当たっては全職員によりこれにあたるものとする。」とあるが、本来、監査する側と監査される側は明確に区別されるべきものと考えているが、これは自己監査になるのではないか。

法人：内部監査とは、法的な定めのない任意の監査であるため、当財団においては、事務局職員全員が内部監査を実施すると定めている。当財団は、事務局職員が8名である小規模な法人であるため、内部監査を担当する部門と業務執行の部門を明確に区分することが困難な状況である。しかし、経営の健全化及び適正な会計処理を行うため、要領に基づき、毎月末の資産の確認や通常事務の会計処理の確認を行っており、業務を執行していない職員が監査を行うことで内部牽制は働くものと考えている。

委員：財務の健全性についてであるが、借入金及び累積欠損金がなく、正味財産比率及び流動比率が高い実績値を維持していること、また、資産運用に関しては、「資産運用管理規程」を整備しており、資産運用による事業費の確保に努めていることは、評価できるものと考えている。

これに関連し、資産運用を行う際の意思決定のプロセス及び内部のチェック体制について、お示しいただきたい。

法人：資産運用については、「資産運用管理規程」に基づき、「安全性、収益性、市場性」を十分に理解し、金融機関の種類、発行体等のポートフォリオを勘案し、分散活用を図りながら運用している。

なお、令和3年度に「資産運用管理規程」を改訂し、いわゆる元本償還が確実である、預貯金・国債・地方債・政府保証債・財投機関債を対象とした資産運用を行うこととしたところである。

内部のチェック体制は、「内部監査実施要領」に基づき、各金融機関等から毎月末、残高証明書を手入れし、資産の残額及び時価評価額を記載した資産残高証明書を作成し、事務局職員全員で資産の保有状況を確認している。

委員：令和5年度の財務諸表に対する注記事項の10「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」で、4,400万円の含み損があるが、一般的には今後金利が上がる見込みであることから、債券価格が下がり、さらに含み損が膨らむ可能性があると考えますが、この点について今後の見通しはどのように考えているか。

また、「資産運用管理規程」を確認すると損切の基準がなく、非常勤の理事から迅速な意思決定の決裁をとることは難しく思えるが、その点について見解をお聞かせ願いたい。

法人：資料に記載されている有価証券は、満期保有目的の債券のため、償還時にいわゆる元本保証がされているものになる。満期保有目的の債券については、貸借対照表価額は償却原価法により評価を行っているが、財務諸表の注記においては、時価及び評価損益の注記が求められているため、記載しているものである。

満期保有目的の債券のため、償還時の債券価格は時価に影響を受けることはなく、「資産運用管理規程」で、元本償還が確実な方法で運用することと定めていることから、債券価格の下落による損切の基準は設けていない。それでも不測の事態が発生した場合はしかるべき手続きを経て償還手続きを行うものである。

委員：「経営戦略プラン（令和4年度～令和6年度）」の中で、安全性の高い資産運用について分析や目標設定をしているが、誰が運用指図を行っているのか、金融機関や外部機関に委託しているのか、お聞かせ願いたい。

法人：資産の運用については、「資産運用管理規程」に基づき、資産管理責任者が常務理事となっており、資産運用は外部委託ではなく、財団職員で行っている。数社の証券会社から、常に情報は得ており、セミナーに出席したり、証券会社のアドバイスを受けながら資産運用している。

委員：透明性についてだが、情報公開に関する規程を整備しており、また、当該法人に関する各種情報、事業報告や決算資料などについては、インターネットも活用して積極的に公表するなど、その透明性の確保に向けた取組は大いに評価できるものと考えているが、今後の取組方針についてはどのようにお考えか。

法人：透明性については、今後も引き続き、ホームページを活用して確保していきたいと考えている。

委員：自立性についてだが、市からの補助金や委託料等の収入はなく、資金運用により安定的な資金確保を行っており、独立した経営体として自主・自立化に努めていることについては評価できるものと考えている。

今後も、安定的な資金確保により、独立した運営を継続していくための取組方針についてお示しいただきたい。

法人：今後も資産運用管理規程に基づき、適正かつ効率的な資産運用を行い、経営戦略プ

ランに基づき運営を行っていく。

委員：最後に中長期的な視点の下、令和4年3月に策定した経営戦略プランについて、現時点での進捗状況について、簡潔にお聞かせ願いたい。

法人：令和4年3月に策定した経営戦略プランは、計画期間が令和4年度～令和6年度であり、令和4年度及び令和5年度は、概ね目標を達成しており、その結果については、理事会及び評議員会で承認を得る事業報告書に記載したところである。令和6年度は進行中であるが、懸賞論文事業の応募件数については、9月末で募集を締め切ったところ、目標値を下回ることになる見込みであるが、その他の項目である「助成事業数」及び「職員研修実施回数」については、目標を達成できる見込みであり、概ね順調に実施できている。

委員：市所管課にお伺いするが、今後、市の施策等の推進に当たって、当該第三セクターとどのように連携していくのか、今後の方向性についてお聞かせいただきたい。

法人所管課：我々、企画調整課は市の総合計画の策定に携わっており、施策の進捗管理等を行っている。当財団の目的である県内の地域における研究活動の振興を図ることで学術・文化の発展に寄与することとも連携しており、市の施策全体を見渡しながら、目的である学術文化の振興に努めていきたいと考えている。